26-D-0967
2026 年 11 月 5 日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

オリックス銀行株式会社

サステナビリティファイナンス・フレームワーク	据置

総合評価	グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）	管理・運営・透明性評価
SU 1(F)	gs1(F)	m1(F)

発行体／借入人	オリックス銀行株式会社
評価対象	オリックス銀行株式会社 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

評価の概要

オリックス銀行株式会社は 1993 年に山一信託銀行株式会社として設立された大手銀行。1998 年にオリックスグループに入り、オリックス信託銀行株式会社と商号変更、現商号へは 2011 年 10 月に変更している。2026 年 8 月 3 日に大和証券グループの株式会社大和ネクスト銀行の完全子会社となっている。

オリックス銀行は、持続可能な社会に貢献していくために、多様なステークホルダーとの対話を通じて社会からの要請を的確に把握し、事業を通じて社会課題に取り組むことをサステナビリティ方針として定めている。サステナビリティ方針の中には、オリックス銀行が取り組むべき重点課題（マテリアリティ）が特定されており、オリックス銀行が定めたサステナビリティファイナンス・フレームワークで定義される適格プロジェクトはマテリアリティと密接に結びついている。

今般の評価対象は、オリックス銀行がサステナビリティファイナンス[1]に関する資金調達のために策定した、サステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は、

[1] 本件においてサステナビリティファイナンスとは、グリーンボンド及びサステナビリティボンドを指す。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

本フレームワークが「グリーンボンド原則[2]」、「ソーシャルボンド原則[3]」「サステナビリティボンドガイドライン[4]」、「グリーンボンドガイドライン[5]」及び「ソーシャルボンドガイドライン[6]」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって規制ではないことから、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR では、2022 年 1 月及び 2025 年 9 月に、オリックス銀行のサステナビリティファイナンス・フレームワーク(本フレームワーク)に対して、サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価"SU 1(F)"を公表した。

オリックス銀行では、サステナビリティファイナンスによって調達した資金を、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに対するファイナンス又はリファイナンスに充当する予定である。JCR は、資金使途の対象はいずれも環境改善効果及び/又は社会的便益があると評価している。

今般のレビューは、オリックス銀行がグリーンプロジェクトを追加したことを受けて行うものである。

JCR は、追加されたプロジェクトを含めた全ての適格プロジェクトについて、引き続き環境改善効果又は社会的便益を有するものであると評価している。

ファイナンスの管理・運営体制についても、前回評価時と同様適切に行われる予定であり、かつ透明性が高いことを確認した。また、ファイナンスのレポーティングについても、前回評価時と同様、開示内容等が適切である旨を確認した。

以上のレビューの結果、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンドガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」 において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

[2] ICMA "Green Social Bond Principles 2025" https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/
[3] ICMA "Social Bond Principles 2025" https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/
[4] ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021" https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/
[5] 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2026 年版」 https://www.env.go.jp/press/press_05339.html
[6] 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

目次

■レビュー事項

■レビュー内容

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■レビュー結果（結論）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）

サステナビリティファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途は適切であるか。

2. 資金使途の選定プロセス

サステナビリティファイナンスを通じて実現しようとする目標、サステナビリティプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて、引き続き適切に運用されているか。

3. 調達資金の管理

サステナビリティファイナンスによって調達された資金が、確実にサステナビリティプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

サステナビリティファイナンスに係るレポーティング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

レビュー内容

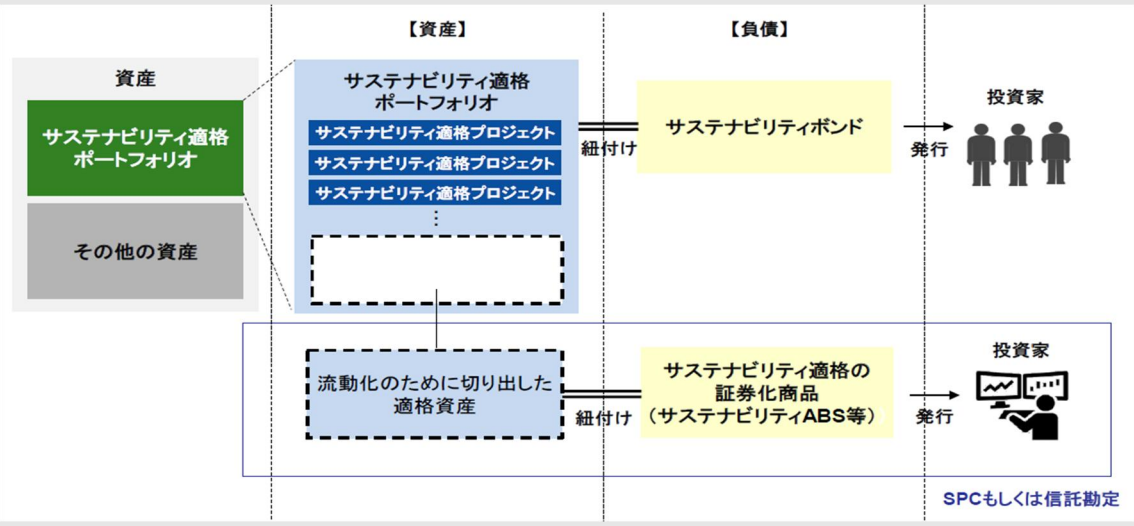
I. 調達資金の使途（適格クライテリア）

オリックス銀行では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク

2.1　調達資金の使途

サステナビリティファイナンスによる調達資金を、サステナビリティ適格ポートフォリオに充当します。サステナビリティ適格ポートフォリオは 6 つの事業区分のサステナビリティ適格プロジェクトへの投融資で構成されています。また、流動化したサステナビリティ適格プロジェクトについては、サステナビリティ適格ポートフォリオから除外しますが、サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品はサステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格となります。



用語	定義
サステナビリティ適格プロジェクト	2.1の1) 表1「サステナビリティ適格クライテリア」を満たすプロジェクト
サステナビリティ適格ポートフォリオ	サステナビリティファイナンスによる調達資金を充当するサステナビリティ適格プロジェクトへの投融資の集合
サステナビリティボンド	調達額の全部または一部が、サステナビリティ適格ポートフォリオへのファイナンスに充当される社債
サステナビリティ適格の証券化商品	サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

1) サステナビリティボンドの資金使途

サステナビリティボンドの発行手取り金を、サステナビリティ適格ポートフォリオに充当します。サステナビリティ適格ポートフォリオはサステナビリティ適格クライテリアを満たす 6 つの事業区分への投融資で構成されています。サステナビリティ適格クライテリアについては下表をご参照ください。サステナビリティ適格クライテリアに関する文言は、適格性基準とともに定期的に見直され、改訂されます。なお、改訂の際には外部評価機関による検証が必要です。

サステナビリティ適格クライテリアの枠組みでは新規投融資又は既存投融資のリファイナンスが可能です。なお、流動化したサステナビリティ適格プロジェクトはサステナビリティ適格ポートフォリオから除外します。

表 1： サステナビリティ適格クライテリア

■グリーン適格クライテリア

事業区分	適格クライテリア	適格カテゴリー
A) 省エネ性能の高い住宅系建築物やグリーンビルディング認証を取得済みまたは取得予定の住宅系建築物の建設・新規取得等への投融資（含む投資用不動産ローン）	以下の評価を 1 種類以上得た、または得る予定の住宅系建築物の建設、新規取得等 ・ ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented / ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented ・ ZEH+、Nearly ZEH+ ・ BELS（平成 28 年（2016 年）度基準）★5 ・ BELS(令和 6 年（2024 年）度基準) －再生可能エネルギー設備がある住宅：レベル 6 / レベル 5 / レベル 4 / レベル 3 －再生可能エネルギー設備が無い住宅：レベル 4 / レベル 3 ・ CASBEE-建築・不動産・戸建・自治体版 S/A/B+ ・ 認定低炭素住宅	エネルギー効率 グリーンビルディング
B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業への投融資	・ 太陽光発電施設の開発・建設・運営事業 ・ 水力発電施設の開発・建設・運営事業（発電容量が 25MW 以下） ・ **蓄電池設備の開発・建設・運営事業（再生可能エネルギー由来の電力の貯蔵に限定）** ・ バイオマス発電施設の開発・建設・運営事業（持続可能な原料または廃棄物に限	再生可能エネルギー

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

	る） ・ 風力発電施設の開発・建設・運営事業	
C) サーキュラーエコノミーに資する分野の企業やプロジェクトへの投融資	・ リサイクル工場（例：金属・プラスチック・紙 等）の建設・運営・アップグレード ・ リサイクル事業（例：金属・プラスチック・紙 等）を行う企業の買収ファイナンスサポート	汚染防止および管理
D) 脱炭素のための設備・構造改革関連投融資	・ 30%を超える CO_2 排出量の削減に寄与する機器・設備の導入	エネルギー効率
E) 環境負荷低減に配慮した非住宅系建築物（物流施設・倉庫・オフィス・ホテル等）の建設・新規取得等への投融資	以下の評価を 1 種類以上得た、または得る予定の非住宅系建築物（物流施設・倉庫・オフィス・ホテル等）の建設、新規取得等 ・ CASBEE-建築・不動産・自治体版 S/A/B+ ・ BELS（平成 28 年（2016 年）度基準）★5 ・ BELS（令和 6 年（2024 年）度基準） －非住宅：工場・事務所・学校等　レベル 6 / レベル 5 ✧ －非住宅：ホテル・百貨店・病院・飲食店・集会所等　レベル 6 / レベル 5 / レベル 4 ・ LEED 認証（v4 以降）Platinum/Gold/Silver ・ DBJ Green Building 認証 ★5/★4/★3 ・ BREEAM 認証（v6 以降）Outstanding/Excellent/Very good ・ ZEB/Nearly ZEB/ZEB Ready/ZEB Oriented	エネルギー効率 グリーンビルディング

■ソーシャル適格クライテリア

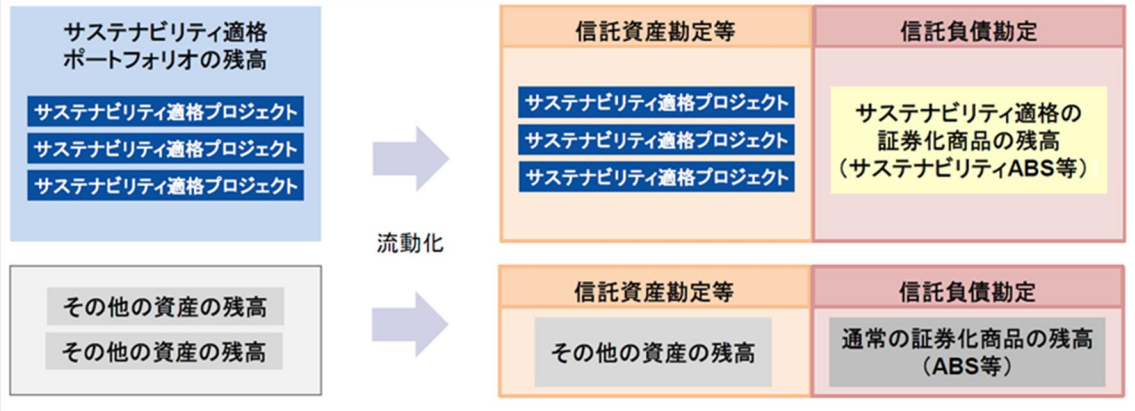
事業区分	適格クライテリア	適格カテゴリー
F) 福祉関連投融資	・ 有料老人ホーム / サービス付き高齢者向け住宅 / 認知症高齢者グループホーム / 介護老人保健施設 / デイサービス施設 / その他高齢者向け住宅・施設 ・ 障がい者向けグループホーム /	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

	・ 児童福祉法で定める児童福祉施設（児童厚生施設を除く） / 放課後児童健全育成事業を行う施設	

※事業区分 A）～F)は、いずれも改修や維持費用への投融資を含みます。

2) サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品



サステナビリティ適格プロジェクトの投融資の一部または全てを流動化し、証券化商品とする場合があります。裏付け資産がサステナビリティ適格プロジェクトで構成される証券化商品はサステナビリティ適格の証券化商品として発行することができます。なお、裏付け資産がサステナビリティ適格プロジェクトのうちグリーン適格クライテリアを満たすプロジェクトのみで構成される場合はグリーン適格の証券化商品、ソーシャル適格クライテリアを満たすプロジェクトのみで構成される場合はソーシャル適格の証券化商品として発行することがあります。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

オリックス銀行は、本フレームワークのグリーン適格プロジェクトに再生可能エネルギー由来の電力を貯蔵する目的で利用される蓄電池設備を追加した。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

蓄電池は、再生可能エネルギー導入によって不安定化する電力の需給調整等、脱炭素社会の実現に必須のエネルギー基盤であり、今後ますます需要が増加する見込みである。国際エネルギー機関（IEA）の Net Zero Emissions by 2050（NZE）シナリオでは、世界の電力セクターにおける蓄電池容量は、2022 年に 45GW であったものが、2030 年には 1,018GW に、2050 年には 4,119GW まで拡大する想定となっている[7]。また、経済産業省では、世界の蓄電池市場の規模について、2019 年の約 5 兆円から、2030 年には約 40 兆円、2050 年には約 100 兆円にまで拡大することを見込んでいる[8]。

蓄電池は、車載用と定置用の 2 種類に大別され、後者はさらに、発電施設用（発電側）、系統用、業務用・産業用・家庭用（需要側）等に分類される。今後、長期的に再生可能エネルギー由来の発電

[7] 国際エネルギー機関, 2023, Net Zero Roadmap A Global Pathway to Keep the 1.5 ° C Goal in Reach
https://www.iea.org/reports/net-zero-roadmap-a-global-pathway-to-keep-the-15-0c-goal-in-reach
[8] 経済産業省「蓄電池産業戦略（2022 年 8 月）」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/battery_strategy/battery_saisyu_torimatome.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

量が増大する中で、電力需要や発電量が変動する特性も踏まえ、需給バランスの調整キャパシティの確保が再生可能エネルギーの普及における重要な課題と考えられている。我が国においても、2022 年 2 月に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」[9]において、再生可能エネルギー大量導入に向けた系統整備/調整力の確保が取り組みの柱の 1 つと位置づけられており、系統用を始めとする定置用蓄電池の普及への注力が掲げられている。

オリックス銀行が資金使途の対象としている蓄電池設備は、再生可能エネルギーを利用するためのものが想定されている。太陽光や風力といった再生可能エネルギーは天候によって発電量が左右されるため、大量導入には供給過剰時や不足時の需給バランスを整えるための調整力が必須となる。

以上より、本資金使途は環境改善効果を有すると考えられることから、資金使途として適切であると JCR は評価している。

[9] GX 実行会議、2023 年 2 月、GX 実現に向けた基本方針
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/pdf/kihon.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

2. 資金使途の選定基準とプロセス

オリックス銀行では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク

2-2. 1）プロジェクトの評価及び選定プロセス

営業部門が対象案件の一時評価・選定を行い、**経営企画部広報・サステナビリティチーム**が 2.1「サステナビリティ適格クライテリア」を満たしているかどうかを評価し、対象案件をサステナビリティ適格プロジェクトとして確認します。

サステナビリティ適格プロジェクトは、客観的で透明性のある基準を用いて選定されています。2.1「サステナビリティ適格クライテリア」は、投資家や市場が求める要件や、専門家の見解等との整合性を確保するために、定期的に見直されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

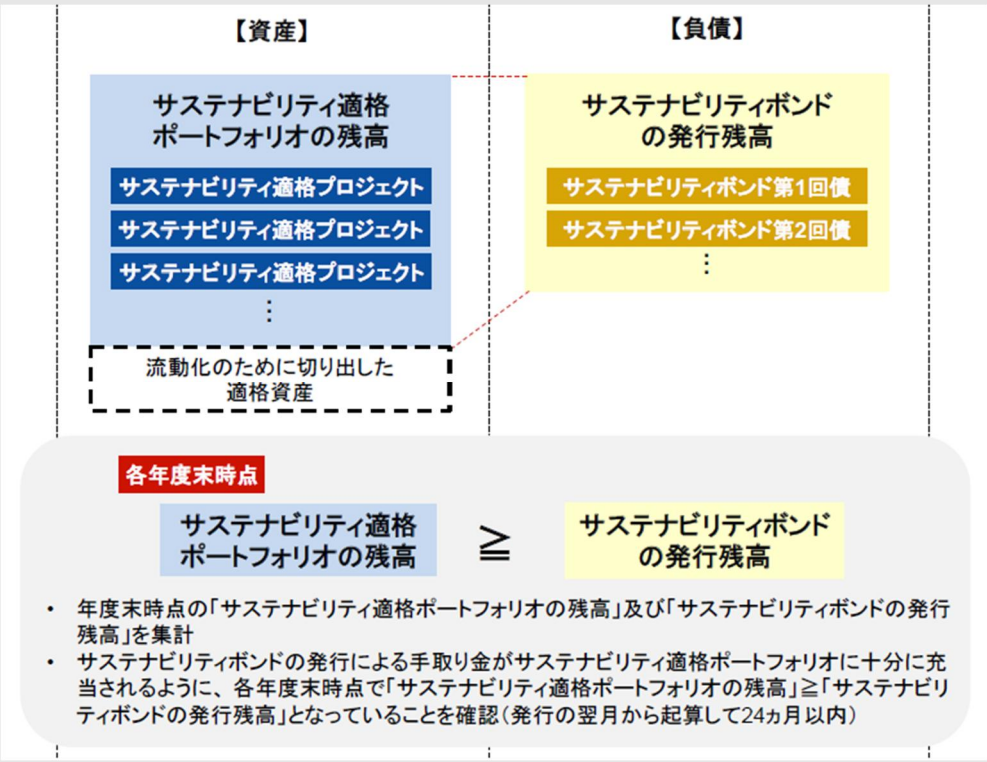
JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、オリックス銀行はプロジェクトの評価を行う部署名を変更している。当該変更は、オリックス銀行の組織変更に伴うもので、実質的に担当している部署が変わっていないことを JCR はオリックス銀行に確認している。これより、引き続き適切であると評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

3. 調達資金の管理

オリックス銀行では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク



用語	定義
サステナビリティ適格ポートフォリオの残高	サステナビリティボンドによる調達資金を充当するサステナビリティ適格プロジェクトへの投融資の残高
サステナビリティボンドの発行残高	当社が発行した残存する全てのサステナビリティボンドの発行残高

- 調達資金は経営企画部広報・サステナビリティチームが社内システムを使用してサステナビリティ適格ポートフォリオへの資金の充当状況をモニタリング及び追跡管理します。
 各年度決算時点のサステナビリティボンド発行総額が各年度末時点の適格ポートフォリオの残高を上回らないことを確認し、調達資金が適格ポートフォリオに十分に充当されるようにしています。なお、発行の翌月から起算して 24 ヵ月以内にはサステナビリティ適格ポートフォリオの残高がサステナビリティボンドの発行残高を上回る見込みです。但し、発行の翌月から起算して 24 ヵ月以内にサステナビリティ適格ポートフォリオ残高がサステナビリティボンド発行残高を上回らなかった場合は、その旨を開示する予定です。
- サステナビリティ適格ポートフォリオの残高管理について、

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

- 残高はキャッシュベース（年度末時点）で管理します。会計上もキャッシュベースで投融資残高を把握しており、会計上の金額との整合性もとれております。
- 流動化した資産はサステナビリティ適格ポートフォリオの残高から除外します（但し、劣後受益権等、流動化した証券化商品の一部を当社が保有する場合はサステナビリティ適格ポートフォリオの残高に計上します）。
- 出資スキームではさまざまな立場からプロジェクトに参画する可能性がありますが、いずれの場合も融資額・出資額をサステナビリティ適格ポートフォリオの残高に計上します。

- 万一、サステナビリティボンドの発行残高がサステナビリティ適格ポートフォリオの残高を上回る場合には、超過分の資金は、現金及び現金同等物にて運用します。
- サステナビリティボンドの発行残高が存在する間にサステナビリティ適格ポートフォリオの売却等により生じた未充当資金は、サステナビリティ適格ポートフォリオに再充当するまで、現金および現金同等物にて運用します。なお、再充当に際してはサステナビリティ適格クライテリアを満たすようにします。
- サステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格の証券化商品の発行代わり金の管理について、
 - サステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格の証券化商品の発行代わり金は、裏付け資産となるサステナビリティ適格プロジェクトに充当されます。裏付け資産の残高は、債務者からの元利金の返済により減少しますが、これに伴い証券化商品の元本も償還され減少することを信託契約書等により確認が可能です。
 - サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品であるため、本証券化商品の発行代わり金の追跡管理は不要です。
 - 投資家に譲渡されるまでの取引は、 社内規定・諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークで定められた資金管理体制について適切と評価している。今次レビューにあたり、オリックス銀行は追跡管理を行う部署名を変更している。当該変更は、オリックス銀行の組織変更に伴うもので、実質的に担当している部署が変わっていないことを JCR はオリックス銀行に確認している。これより、引き続き適切であると評価している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

4. レポーティング

オリックス銀行では、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク

サステナビリティボンド発行から償還までの期間、手取り金の充当状況及び各サステナビリティ適格プロジェクトがもたらす環境・社会へのインパクトは、当社ウェブサイト上にて、年次で開示することを予定しています。なお、レポーティング実施時期については、2023 年 3 月末基準の年度決算公表時より開始する予定です。以降は年度決算毎にレポーティングを実施することを予定しております。

1) 資金充当状況に関するレポーティング

サステナビリティボンド発行により調達された資金が本フレームワークに則ってサステナビリティ適格ポートフォリオに全額充当され、サステナビリティボンドの発行残高がサステナビリティ適格ポートフォリオの残高を超過していないことを当社のウェブサイトにおいて開示します。

サステナビリティボンドの発行残高が存在する限り、サステナビリティ適格ポートフォリオの残高、サステナビリティボンドの発行残高及び充当額等の以下の項目を当社のウェブサイト上にて、年次で開示することを予定しています。

- 6 つの事業区分別の当初投融資額合計（①）
- サステナビリティ適格ポートフォリオの期中減少額合計（②：流動化した資産の金額と通常の返済額の合計額）
- サステナビリティ適格ポートフォリオの 6 つの事業区分別の残高（①-②：年度末における適格ポートフォリオ残高）
- サステナビリティボンドの発行残高
- サステナビリティボンドの充当額

2) インパクト・レポーティング

各サステナビリティ適格クライテリアを満たすプロジェクトがもたらす環境･社会へのインパクトとして表 2 のインパクト・レポーティングを予定しています。これらの指標は、当社のウェブサイトにて年次で開示する予定です。

また、サステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格の証券化商品の資金使途対象となる各サステナビリティ適格プロジェクトによる環境・社会へのインパクトとして表 2 のインパクト・レポーティングも予定しています。これらの指標は、当社のウェブサイトにて年次で開示する予定です。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

表２：インパクト・レポーティング一覧

＜グリーン適格クライテリアを満たすプロジェクト＞

事業区分	アウトプット （プロジェクトの進捗・結果）	アウトカム （プロジェクト実行に伴う効果）
A) 省エネ性能の高い住宅系建築物やグリーンビルディング認証を取得済みまたは取得予定の住宅系建築物の建設・新規取得等への投融資（含む投資用不動産ローン）	• 投融資件数 • 投融資金額	• 取得認証種類 • 取得認証水準 • 対象件数
B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業への投融資	• 投融資件数 • 投融資金額	• 再エネ設備の発電容量 • **蓄電池の設備容量** • CO_2 削減量（理論値）*1
C) サーキュラーエコノミーに資する分野の企業やプロジェクトへの投融資	• 投融資件数 • 投融資金額	• リサイクル処理量
D) 脱炭素のための設備・構造改革関連投融資	• 投融資件数 • 投融資金額	• 省エネ機器・設備の CO_2 削減量*2
E) 環境負荷低減に配慮した非住宅系建築（物流施設・倉庫・オフィス・ホテル等）の建設・新規取得等への投融資	• 投融資件数 • 投融資金額	• 取得認証種類 • 取得認証水準 • 対象件数

＜ソーシャル適格クライテリアを満たすプロジェクト＞

事業区分	アウトプット （プロジェクトの進捗・結果）	アウトカム （プロジェクト実行に伴う効果）
F) 福祉関連投融資	• 投融資件数 • 投融資金額	• 対象施設の種別・規模（居室数、定員数）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

*1：B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業の CO_2 削減量（理論値）の算出式

- （年間発電量のデータが取得可能な場合）年間発電量×二酸化炭素排出係数
- （年間発電量のデータが取得不可能な場合）発電容量×24 時間×365 日×平均稼働率×二酸化炭素排出係数
 - 年間発電量：前年度の発電量（1 年に満たない期間の発電量となる場合は発電容量等を用いて算出）
 - 二酸化炭素排出係数：電気事業者別排出係数（出所：環境省）
 - 平均稼働率：発電コスト検証ワーキンググループ「基本政策分科会に対する発電コスト検証に関する報告」の「設備利用率」を参照

*2：省エネルギー機器・設備の CO_2 削減量

機器・設備のパンフレットに記載されている CO_2 削減量を参照

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及びインパクト・レポーティングについて適切と評価している。今般のレビューに際して資金使途を追加したことにより、インパクト・レポーティング項目を追加している。

オリックス銀行では、ウェブサイト上に「サステナビリティファイナンス」に関するページを設けて資金充当状況及びインパクト・レポーティングの開示を行っており、本フレームワークに定める開示が適切に行われていることを JCR では確認している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

オリックス銀行は、持続可能な社会に貢献していくために、多様なステークホルダーとの対話を通じて社会からの要請を的確に把握し、事業を通じて社会課題に取り組むことをサステナビリティ方針として定めている。サステナビリティ方針の中には、オリックス銀行が取り組むべき重点課題（マテリアリティ）が特定されている。

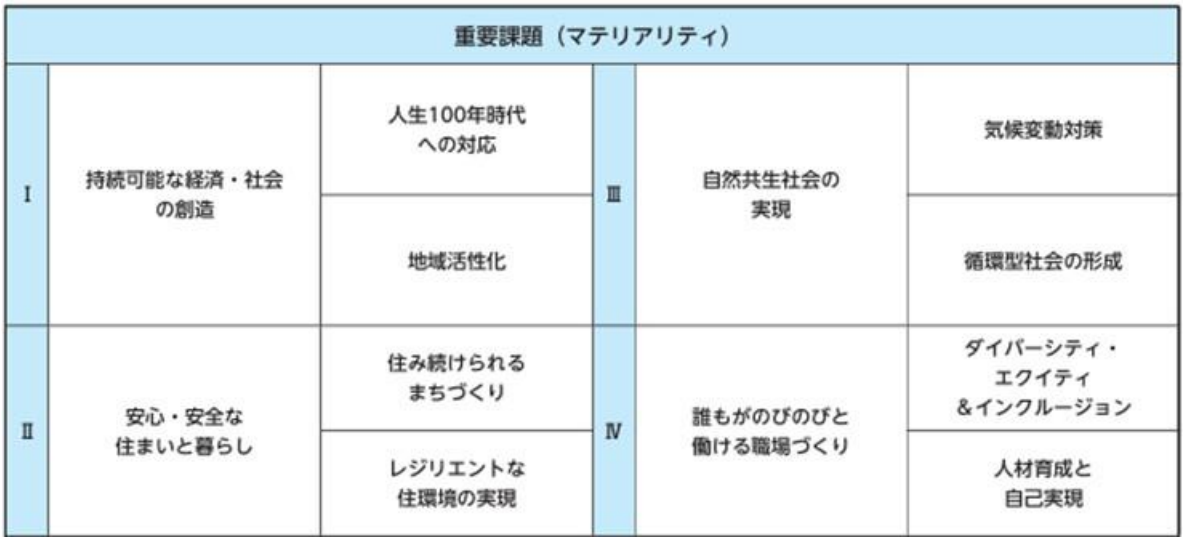


図 1：オリックス銀行　マテリアリティ[10]

オリックス銀行は、2026 年 4 月にマテリアリティを見直しているが、本フレームワークで定義される適格プロジェクトは、上記マテリアリティのうち、「人生 100 年時代への対応」、「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン」に資する事業であり、引き続き密接に結びついている。

オリックス銀行は、2026 年 8 月に大和証券グループの大和ネクスト銀行の完全子会社となっている。今後は大和証券グループの一員として、グループの幅広い顧客基盤やリソースを活用し、さらなる価値創造に取り組むことを企図している。

オリックス銀行では、経営企画部広報・サステナビリティチームが、サステナビリティに係る専門的知見を有する部署として方針の策定や施策の企画立案、サステナビリティにかかる社内外への発信を行っている。経営企画部広報・サステナビリティチームの設立に際しては、外部の専門家による勉強会を通じて情報を収集しており、外部の知見も活用した上で、客観性を以て体制整備が進められた。

以上より、JCR では、オリックス銀行が引き続きサステナビリティを経営の優先課題ととらえ、業務を通じた各種取り組みを通じて環境問題及び社会問題の課題解決に取り組んでいるものと評価している。

[10] 出典：本フレームワーク

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

評価フェーズ 3：評価結果（結論）　SU 1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンドガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」 において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ソーシャル性評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

（担当）菊池　理恵子・神田　美咲

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項
本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説
JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等
・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)
・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等
・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.